

公正・中立な第三者の活用モデル事業 実施要領

1. モデル事業実施の趣旨

建設工事においては、発注者と受注者の間で請負契約に関するトラブルが多く、こうしたトラブルの発生が円滑な施工に影響を及ぼしている状況である。このため、トラブルを未然に防止し、発注者と受注者が対等の立場に立って協議等を行うことができるよう、公共工事における協議等に際して発注者と受注者の間に立つ公正・中立な第三者を派遣するモデル事業を実施し、第三者の活用結果の整理及び効果の検証等を行うものである。

2. 対象者

建設工事を発注する公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）及び公的機関が発注する建設工事の受注者

3. 対象工事

下記 8.（4）で示す基準により選定

4. 対象工事数

1～2件を予定

5. 第三者を派遣するモデル事業の実施期間

平成23年10月中旬頃から平成23年3月上旬頃まで（対象工事の進捗状況等にあわせるものとする）

6. 具体的な実施方法

（1）第三者の決定

公正・中立な第三者は、対象工事の決定後、発注者及び受注者の希望も踏まえて、国土交通省において選定の上、対象者に通知する（第三者として、弁護士や技術者等を予定）。

（2）第三者派遣に関する準備等

第三者を派遣するモデル事業の対象となった工事においては、これから入札公告を行う場合は、発注者は、入札公告文に、当該工事が本モデル事業の対象工事

であること、受注者に第三者の派遣時等の対応や効果検証への協力を求めること等を明記する。また、すでに入札公告が終了している工事については、発注者及び受注者が第三者の受け入れに対する合意書を交わしていることを前提とする。

(3) 第三者の派遣の回数及びタイミング

工事開始時の協議段階から竣工までの間において、トラブルの未然防止や迅速な解決のため適当と考えられる時期に概ね1～2回程度第三者を派遣する（派遣日時はあらかじめ調整）。

(4) 第三者による助言等

第三者は、受発注者の立会いの下、現場視察及び受発注者間の協議時における助言等を行う。

(5) モデル事業の効果検証

公正・中立な第三者の派遣後に、派遣による効果の検証及び課題整理のため、対象機関及び受注者その他関係者にヒアリング等を実施する。

7. 費用負担

第三者の派遣に必要な諸謝金、交通費等の費用については、申込者の負担は要しないものとする。

8. 応募方法等

(1) 応募方法

別添「公正・中立な第三者の活用モデル事業 申込書」に必要事項を記載し、問い合わせ先に連絡の上で、郵送又はFAXにより下記(3)の提出先に送付すること（※発注者は発注者用申込書、受注者は受注者用申込書に記載すること）。

(2) 募集期間

平成23年9月8日（木）～平成23年10月31日（月）

(3) 応募書類提出先・問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室 片岡 宛

電話：03-5253-8111（内線24725）

FAX：03-5253-1553

(4) モデル事業対象工事の審査

申込書の記載事項について、次の基準に基づき選定する。モデル事業の対象とする工事は、申込時点での着工の有無は問わないものとするが、工事金額や工事

種類等のバランスを鑑みて選定を行うものとする。なお、必要に応じて電話等でヒアリングを実施することがある。

①工事の特性等

- ・ 設計変更や工期変更等が多いと想定される工事
- ・ 技術的難度が高い等の理由で発注者の経験が少なく、受発注者間の協議において適切な判断が困難と想定される工事
- ・ 受発注者間で請負契約に基づき行われる協議事項に関して、双方の認識の不一致や疑問等から紛争・トラブルが生じるおそれのある工事

②入札の時期、工期等

- ・ これから入札公告し、早期に竣工する予定の工事（※平成23年度内に竣工する工事が望ましい）
- ・ すでに入札公告が終了している（又は工事施工期間中の）工事の場合は、受発注者双方が第三者の受け入れに合意する見込みのある工事

(5) 審査の結果

審査の結果については、申込者に対し通知を行うものとする。